

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|--------------|--------------|
| 1 | 短期大学基準協会 認証評価要綱 | | |
| 2 | 目次 はじめに（略） 1.～15.（略） おわりに（略） （削除） | | |
| 3 | はじめに 平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、短期大学設置基準の弾力化が進められ、それに伴い短期大学自らが教育研究の改善のために行う自己点検・評価が努力義務となり、平成11年9月には義務化されました。さらに、平成16年4月からは学校教育法が改正され、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受ける認証評価制度が導入されました。 | | |
| 4 | こうした流れの中で、平成6年4月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、(1) 短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2) 短期大学の自己点検・評価による改善を支援することであり、具体的には、(a) 会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求めること、(b) 会員校からの相談に応じ助言、援助を行うこと、(c) 短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会の全ての会員校が、設立と同時に短期大学基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。 | | |
| 5 | 改めて認識しておきたいのは、短期大学基準協会が設立され、日本私立短期大学協会の全会員校が短期大学基準協会へ加盟したのは、「認証評価」が、当時の答申のいずれにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する認証評価に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。 | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|--|--------------|--------------|
| 6 | <p>1. 一般財団法人短期大学基準協会 （Japan Association for College Accreditation）が行う認証評価</p> <p>本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。</p> | | |
| 7 | <p>認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。</p> | | |
| 8 | <p>ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。</p> | | |
| 9 | <p>しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。<u>それゆえ</u>、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の結果に含まれるものではありません。</p> | | |
| 10 | <p>また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。<u>さらに</u>、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。</p> | | |
| 11 | <p>2. 目的と基本方針</p> <p>本協会が行う認証評価の目的は、個々の短期大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、<u>全ての短期大学</u>（文部科学大臣による設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学教育の向上・充実の状況を、以下の基本方針に基づき評価します。</p> | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|--|--|---|
| 12 | <p>(1) 短期大学評価基準に基づく評価</p> <p>評価は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。短期大学評価基準は、高等教育機関である短期大学の水準について設定されています。</p> | | |
| 13 | <p>(2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価</p> <p>評価が短期大学評価基準に基づく評価だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、独自の建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景の下に、多様な教育活動を展開しているからです。評価は、短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。</p> | | |
| 14 | <p>3. 短期大学評価基準</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成30年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第2評価期間における選択的評価（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</p> | <p>○中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された、いわゆる「3ポリシーのガイドライン」において、学位授与の方針は「卒業認定・学位授与の方針」と改められたことから、要綱においても「卒業認定・学位授与の方針」の文言を使用すべきである。</p> <p>○中央教育審議会大学分科会から示された「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」及び「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」において、評価方法に高等学校、地方公共団体等の関係者から意見聴取を求められているのは認証評価機関である。確かに自己点検評価の際に外部の意見を取り入れることは、私立大学等改革総合支援事業等においても求められてきているが、そのことを評価項目とするのはいかがなものか。また、高等学校等とはなっているが、高等学校に限定されるイメージを持つので、もしこの箇所を残すのであれば、「高等学校、地方公共団体、民間企業等」に修正していただきたい。</p> | <p>○学位授与の方針は、「卒業認定・学位授与の方針」とする。</p> <p>○原案のとおりとする。</p> <p>短期大学が教育研究等諸活動を行うに当たっては、地域社会の様々なニーズを踏まえ、適切な対応を図っていくことが期待されている。このため、学外関係者からの意見聴取は必要と考えている。</p> <p>また、高等学校はその例示として挙げたものであり、どのような機関から意見を聴取するかは短期大学の判断である。</p> |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|--------------|--------------|
| 15 | <p>4. 認証評価の特色</p> <p>(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価</p> <p>評価は、短期大学評価基準の4基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、「<u>適格</u>」、「<u>不適格</u>」又は「<u>保留</u>」の機関別評価結果の判定を行います。また、その判定とは別に、基準ごとの「<u>三つの意見</u>」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を付し、併せて公表します。この「<u>三つの意見</u>」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。</p> | | |
| 16 | <p>(2) ピア・レビュー</p> <p>ピア・レビューの本来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った短期大学の理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。</p> | | |
| 17 | <p>ピア・レビューは、評価員による自己点検・評価報告書の書面調査や訪問調査をはじめ、評価委員会、理事会において実施されます。</p> | | |
| 18 | <p>また、本協会は、短期大学評価基準に基づく適切なピア・レビューを実施するため、評価員を対象にした研修等を実施します。</p> | | |
| 19 | <p>(3) 自己点検・評価に基づく評価</p> <p>評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）に従って、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。</p> | | |
| 20 | <p>(4) ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の配置・育成</p> <p>自己点検・評価活動や評価が円滑に行われるためには、評価を受ける短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員と</p> | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|---|--------------|
| | の連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。 | | |
| 21 | 本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。なお、ALO はできれば理事長又は学長直轄の組織の責任者として位置付けられることが望ましいと考えています。ALO には、適切な時期に説明会等を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。評価を受ける際には、各短期大学の評価活動の必要に応じて、ALO 補佐の配置も可能です。 | | |
| 22 | (削除) | | |
| 23 | 5. 認証評価の実施体制 (1) 実施体制 評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1 チーム 4 名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、 <u>評価委員会の下に複数の分科会を置きます</u> 。なお、財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たります。 | | |
| 24 | また、「 <u>認証評価審査委員会</u> 」（以下「 <u>審査委員会</u> 」という。）を置き、 <u>評価委員会が示す機関別評価案に対する当該短期大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告すること</u> にしています。 | | |
| 25 | 一般財団法人短期大学基準協会の組織 (略) | ○組織図は実態を正確に表現していないと思われるので表示の工夫が必要ではないか。 | ○要綱に沿って修正する。 |
| 26 | (2) 評価員候補者の登録と評価員の研修 会員校には、原則として下表のように入学定員規模（通信による教育を行う学科のみを置く短期大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録していただきます。また評価員に対しては研修等を <u>実施</u> します。 | | |
| 27 | 評価員候補者の入学定員規模別推薦人数 (略) | | |
| 28 | 6. 認証評価の実施方法 ① 自己点検・評価報告書の作成 i 評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述します。 | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|--------------|--------------|
| 29 | ii この報告書（報告書作成マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。 | | |
| 30 | ② 各評価員による評価 i 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価します。 | | |
| 31 | ii その評価は、短期大学評価基準に定める区分ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。 | | |
| 32 | ③ 評価チームによる基準別評価 i 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、短期大学評価基準に定める基準それぞれに、当該短期大学の状況が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。 | | |
| 33 | ii 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点、又は早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。 | | |
| 34 | iii 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。 | | |
| 35 | ④ 評価委員会による機関別評価 i 分科会における機関別評価原案の作成 評価を受ける短期大学数に応じて設けられた分科会においては、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成します。 | | |
| 36 | (削除) | | |
| 37 | (削除) | | |
| 38 | (削除) | | |
| 39 | (削除) | | |
| 40 | ii 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」、「不適格」又は「保留」と判定します。 | | |
| 41 | 4 基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。 | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|--|---|--|
| 42 | 4 基準に照らしてその一部又は全てが「否」である場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。 | | |
| 43 | 「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、その理由を付して「保留」とします。 | | |
| 44 | なお、「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見、「改善意見」を付すことがあります。 | | |
| 45 | iii 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します。 | | |
| 46 | ⑤ この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある短期大学は、後述「7. 異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行います。 | 題名がないので、例えば「異議申立て又は意見申立て」という題名をつけたらどうか。 | (5) 異議申立て等の手続き この機関別評価案に対し、・・・と、する。 |
| 47 | ⑥ 理事会による機関別評価の決定 理事会は、機関別評価案等に基づいて評価結果を決定します。 | | |
| 48 | ⑦ 評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける短期大学の利害関係者と認める者は、当該短期大学の評価業務に従事させないものとします。 | 題名がないので、例えば「評価の公正」という題名をつけたらどうか。 | (7) 評価の公正性の確保 評価の公正を期するため、・・・と、する。 |
| 49 | 7. 異議申立て及び意見申立ての機会 認証評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。そのため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価案の内、機関別評価結果の適否及び各基準の合否の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。 | | |
| 50 | 当該短期大学は内示を受けた後、30日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに申立てがなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。 | | |
| 51 | 異議申立てについては、審査委員会において審査を行い、その結果を理事会へ報告します。意見申立てについては、評価委員会において審議を行い、その結果を審査委員会及び理事会へ報告します。 | | |
| 52 | 8. 認証評価結果の公表 理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。 | | |
| 53 | 9. 認証評価の申込み及びスケジュール等 (1) 短期大学は、法令上、認証評価を7年以内に一度受けるものと定められています。 | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|--|--|
| 54 | (2) 評価の申請は毎年度1回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では申し込まれた短期大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、評価の実施が困難な場合には、申込み短期大学と調整します。 | | |
| 55 | (3) 評価の申込みを行った短期大学は、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、評価を受ける年度の6月末日までに行うものとします。 | | |
| 56 | 認証評価のスケジュール (略) | | |
| 57 | 10. 保留の判定を受けた場合の取扱い 機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学は、本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って再評価を受ける必要があります。 | | |
| 58 | 再評価において、4基準を満たしている場合には「適格」と判定し、その旨公表します。また、4基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合等には「不適格」と判定し、その旨公表します。 | | |
| 59 | 11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い 機関別評価結果において、「適格」の判定に改善意見を付された短期大学は、本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受ける必要があります。 評価の結果、問題の改善が見られる場合には、その旨公表します。改善が見られない場合には、再度、改善意見を付し、その旨公表します。 | | |
| 60 | 12. 認証評価結果の再判定 機関別評価結果を「適格」と決定・通知した後に、(1) 4基準を満たさない、(2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、(3) 重大な法令違反がある、とのおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、理事会において「不適格」と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに公表します。 | ○4基準を満たし、虚偽記載がなく、法令違反がないことを確認して「適格」と決定するのであるから、「適格」と決定・判定した後に、(1) から(3) とのおそれがある場合は、調査を行い、該当事項があると認められる場合には、理事会において「不適格」と再判定しということは、本来有り得ないことであり、このような事態が発生しないよう確りと評価することが、協会の使命ではないか。 | ○原案のとおりとする。 適正に評価を行い、かかる事態が生じないように努めていくこととしているが、判定後に、結果として再判定に該当する事項が認められた場合等の取扱いとして定めるものである。 |
| 61 | 13. 認証評価システムの改善 本協会では各種の委員会等において、評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び報告書作成マニュアル等の評価システム全体にわたり改善を行います。併せて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際には、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。 | | |

短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見対応表

| No | 認証評価要綱（改定案） | 改定案に対する意見の概要 | 短期大学基準協会の見解等 |
|----|---|--|---|
| 62 | 14. 認証評価に係る手数料の額等 (1) 認証評価に係る手数料の額 ① 会員短期大学が評価を受ける場合の <u>手数料の額は 1,300,000 円（消費税別）</u> とします。 | ○「評価の中止を行った場合の手数料については、特別な理由がない限り返還しません」が削除されたが、今後、評価の中止を行った場合の評価料の取扱いが不明瞭になるので、削除しない方が良いのではないか。 | ○原案のとおりとする。 申請のあった場合には、すべて評価を行うこととしており、評価を「中止」することはないため。 |
| 63 | ② 非会員短期大学が評価を受ける場合の <u>手数料の額は、①の額に 7 年分の会費相当額を加算した額（消費税別）</u> とします。 | | |
| 64 | ③ 「 <u>保留</u> 」又は「 <u>不適格</u> 」の判定により再評価を受ける場合の <u>手数料の額は次のとおりとします。（消費税別）</u> 会員短期大学 1,300,000 円 非会員短期大学 1,900,000 円 | | |
| 65 | (削除) | | |
| 66 | (2) 評価員の旅費 評価員が本協会指定の研修へ出席する際の旅費及び訪問調査を行う際の旅費は、本協会が別に定める規程に基づき支払います。 | | |
| 67 | (削除) | | |
| 68 | 15. 認証評価システムの公表の方法 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱及び短期大学評価基準に明記し、ウェブサイトの利用等広く社会に公表します。 | | |
| 69 | おわりに 平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎながら、 <u>第 3 評価期間においては、各短期大学が教育研究の質の確保・向上に資する内部質保証の体制の構築や継続的な運営等の充実が一層図られていくよう評価基準を見直しました。</u> 見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。 | | |
| 70 | 今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の認証評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。 | | |